



平成 22 年 6 月 29 日

各位

会 社 名 横浜冷凍株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉川 俊雄
(コード番号 2874 東証第 1 部)
問合せ先 経営管理部 部長 岩田 修自
電話番号 045 - 326 - 1010 (代)

当社の連結子会社における不適切な取引について (第二報)

6 月 17 日に公表いたしました当社 100%出資の連結子会社である株式会社セイワフード (代表取締役: 稲垣信起、本社: 東京都港区) が、一部の取引先との間で行っていた不適切な取引について、本日、株式会社セイワフードは、東京都から JAS 法に基づく指示を受けました。

関係各位および消費者の皆様にご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

本件について、下記の通りご報告いたします。

記

1. 事実関係

当社および株式会社セイワフードにおいて、関係者への事情聴取および関係書類・電子データ等により、調査を実施しました。

この調査により判明した事実は以下の通りです。

不適切な取引の内容

株式会社セイワフード元営業担当常務取締役が、関西地区の水産加工卸売業者(以下 A 社)との取引で株式会社セイワフードが自ら輸入または一部国内で仕入れた「台湾産うなぎ蒲焼」(13.17t) および株式会社セイワフードが自ら輸入した「中国産うなぎ蒲焼」・「中国産うなぎ白焼」(0.55t) 合計 13.72t を A 社へ販売し、「愛知県産蒲焼うなぎ」と産地を変えた上で全量を買戻しました。平成 20 年 12 月から平成 22 年 5 月の間に、13.72t 全量を関西地区の卸売業者 3 社および北陸地区の卸売業者 1 社に販売していた事実を確認いたしました。

なお、この調査の結果、同社元営業担当常務取締役以外に本件に関わった役員・社員はいないことを確認しています。

当該商品の取扱いについて

不適切な取引の事実が判明後、直ちに産地を変えた商品の販売先について調査を行った結果、株式会社セイワフードが当該商品を販売した先は、卸売業者 4 社であると特定されました。

株式会社セイワフードは、直ちに卸売業者 4 社に産地を変えた事実を報告すると共に、当該商品の在庫・販売状況を確認いたしました。当該商品の最終納品日から 10 ヶ月以上経過していた卸売業者 3 社では、すでに販売済みであると確認いたしました。

また、残る 1 社においては、産地を変えた事実の報告後、直ちに疑わしき在庫すべての出荷を停止したことを確認しており、早々に株式会社セイワフードによって回収し、廃棄いたします。

2．監督官庁の調査等

株式会社セイワフードは、不適切な取引の事実が判明後、直ちに消費者庁への申告を行い、平成 22 年 6 月 18 日、21 日、22 日および 23 日、東京都福祉保健局、消費者庁ならびに農林水産省関東農政局の任意調査を受け、本日東京都から J A S 法の規定に違反するとして同法に基づく指示を受けました。

なお、株式会社セイワフードに対する指示の内容については、【参考資料】 の通りです。

3．本件に関する当社の社内処分

6 月 21 日付で、子会社の監督不行き届きの責により、販売担当役員である取締役常務執行役員、取締役ならびに執行役員の以上 3 名を、当社の社内規定により懲戒処分といたしました。

4．業績に与える影響

現在、本件の影響額の調査を行っています。本件による当期（平成 22 年 9 月期）の連結業績に与える影響につきましては、影響額が把握でき次第、速やかに開示する予定です。

5．今後の対応について

平成 22 年 6 月 17 日付で、当社より 2 名を株式会社セイワフードの取締役（営業担当代表取締役副社長および営業担当常務取締役）に就任させ、再発防止に向けた管理体制の再構築を行っています。

今後も危機管理委員会を中心として、ヨコレイグループ全体における食の安全・安心にむけてのチェック体制の強化、コンプライアンス意識の浸透を目的とした社員教育の実施など、指導・監督を徹底することにより、再発防止に努めてまいります。

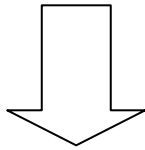
なお、今後開示を要する事項が発生した場合は、直ちに開示いたします。

以 上

【参考資料】

・ 不適切な取引の流れ

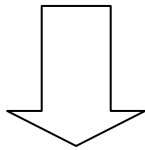
【原料】	
・台湾産鰻蒲焼	13.17t
・中国産鰻蒲焼・白焼	0.55t
合計	13.72t



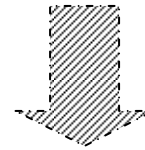
【輸入・販売元】
株式会社セイワフード



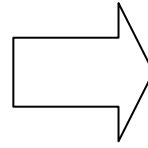
【販売】
卸売業者
4社



【加工】
水産加工卸A社



仲卸
問屋



原材料の流れ



産地を変えた
製品の流れ

・株式会社セイワフードに対する指示の内容

- 1 . 株式会社セイワフードが現在所有している在庫品を含め、株式会社セイワフードが販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の商品については、速やかに法第 19 条の 13 第 1 項及び第 2 項の規定により定められた品質表示基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- 2 . 株式会社セイワフードが販売した商品の一部に品質表示基準で定められた遵守事項及び表示禁止事項が遵守されていなかった主たる原因として、貴社における食品表示に関する認識が著しく欠如していたこと及び品質表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- 3 . 2 の結果を踏まえ、株式会社セイワフードにおける品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、社内における品質表示のチェック体制の強化、拡充及びコンプライアンスの徹底等の再発防止対策を実施すること。
- 4 . 株式会社セイワフードの全役員及び従業員に対して、品質表示制度についての教育を行い、その遵守を徹底すること。
- 5 . 1 から 4 までに基づき講じた措置について、平成 22 年 7 月 29 日までに東京都知事あて書面で報告すること。